

東京工業大学学術国際情報センターストレージサービス利用規約

(趣旨)

第1条 この規約は、東京工業大学学術国際情報センターのストレージサービスの利用に関して必要な事項を定めるものとする。

(適用)

第2条 本規約は、国立大学法人東京工業大学とストレージサービスの利用者（以下、「利用者」という。）との間の、ストレージサービスの利用に関わる全ての関係に適用されるものとする。

(用語の定義)

第3条 この規約において「センター」とは東京工業大学学術国際情報センターをいう。

2 この規約において「センター長」とは、学術国際情報センター長をいう。

3 この規約において「専門委員会」とは、学術国際情報センター高性能コンピュータシステム専門委員会をいう。

4 この規約において、「ストレージサービス」とは、センターが管理するスーパーコンピュータシステム及び教育用電子計算機システムに付随するデータストレージを用いたデータの保存・共有・公開に係るサービスをいう。

(利用目的)

第4条 ストレージサービスは、次に掲げる目的に利用することができる。

- 一 学術研究等に関すること。
- 二 情報処理教育等に関すること。
- 三 事務処理に関すること。
- 四 共同利用に関すること。
- 五 社会貢献に関すること。
- 六 その他センター長が必要と認める業務に関すること。

(利用資格)

第5条 ストレージサービスを前条の各号の目的に利用することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 センターが管理するスーパーコンピュータシステムを利用することができる者
- 二 センターが管理する教育用電子計算機システムを利用することができる者
- 三 専門委員会で承認された者
- 四 その他センター長が認めた者

(利用停止等)

第6条 センターは、ストレージサービスもしくはその周辺機器等に障害が発生した場合又は保守作業を行う場合は、利用を中止し、又は停止することができる。

(利用申請)

第7条 ストレージサービスを利用しようとする者は、スーパーコンピュータシステム又は教育用電子計算機システムから利用申請を行うものとする。

2 センター長は、前項により申請があったときは、スーパーコンピュータシステム又は教育用電子計算機システムのアカウントが有効な状態にある者を利用者として認める。

(利用可能期間)

第8条 ストレージサービスの利用が可能な期間は、スーパーコンピュータシステム又は教育用電子計算機システムでアカウントが有効な期間とする。

(データ等の扱い)

第9条 センターは、データ等の漏洩、滅失又は毀損を防止するため、必要な予防措置を講じ、適正に管理する。

2 センターは、ストレージサービスの運用上必要がある場合を除き、利用者のデータ等にアクセスしない。

3 センターは、次の場合を除き、第三者に利用者のデータ等を開示しない。

一 ストレージサービスの運用に関する業務委託を行う場合であって、かつ運用上必要がある場合。

二 法令等による要請がある場合。

4 センターは、ストレージサービスの円滑な運用を図るために、ファイル情報を参照することができる。

5 センターは、利用者のアカウントが無効になった場合、又はストレージサービスへの必要な課金になされなかった場合に、当該利用者のデータ等を一定の猶予期間後に利用者への通知なしで削除できるものとする。

6 センターは、次の場合を除き、利用者のデータを変更しない。

一 ストレージサービスのシステム障害対応等又はセキュリティ上の理由等により、運用上必要がある場合。

二 利用者が何らかの理由により利用承認を失った場合であって、かつ当該利用者がデータを共有していたグループが有効である場合。

三 その他、当該ファイルの所有者又は当該ファイルを共有しているグループの代表者による要請があった場合。

四 本条第5項に該当する場合。

7 センターは、利用者のデータ等のバックアップを行わないものとする。

(禁止事項)

第10条 利用者は、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

一 ストレージサービス又は第三者の所有する機器及び設備等に関わる運用の妨げになる行為。

二 第3条に規定する利用目的以外の利用又は利用目的に関係のないデータ等を保存する行為。

三 センター又は第三者の知的財産権（著作権、商標権等）を侵害する行為。

四 センター若しくは第三者の信用を毀損する行為又は財産を侵害し不利益を与える行為。

五 他の利用者又は第三者に，自身の利用資格を用いて本サービスを利用させる行為。ただし，データの収集および公開を目的とする場合を除く。

六 他の利用者になりすましてストレージサービスを利用する行為。

七 詐欺等の犯罪に結びつく行為。

八 ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を保存する行為。

九 反社会的 content（わいせつ，児童ポルノ，児童虐待に関する content 等）を含むデータ等を保存する行為。

十 法令もしくは公序良俗に違反し，又はセンター若しくは他の利用者や第三者に不利益を与える行為。

十一 大量破壊兵器の開発等の目的，軍事利用その他軍事用途を目的とする利用又はそれらを目的とするデータ等を保存する行為。

十二 その他，センターが不適切と判断する行為。

（利用者の義務）

第 11 条 利用者は，前条に規定する各禁止事項のいずれかに該当する行為が他の利用者によりなされたことを知った場合，又は該当する行為がなされるおそれがあると判断した場合は，直ちにセンターに通知しなければならない。

（利用停止等）

第 12 条 センターは，ストレージサービスの運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合は，利用者に利用方法の改善を指示することができるものとする。

2 利用者が前項の指示に従わない場合，又は次の各事項のいずれかに該当した場合は，センターはストレージサービスの利用を一時的もしくは恒久的に停止することができるものとする。

一 第 4 条の利用資格を喪失した場合。

二 第 9 条に規定する禁止事項のいずれかの行為，若しくはそれに準ずる行為がなされたことが判明した場合，又はなされるおそれがあるとセンターが判断した場合。

（秘密保持）

第 13 条 センターは，国立大学法人東京工業大学情報倫理規則（平成 17 年規則第 31 号），国立大学法人東京工業大学情報セキュリティ規則（平成 17 年規則第 32 号），国立大学法人東京工業大学情報セキュリティポリシー（平成 17 年 4 月 8 日決定）に従い，取り扱う各種情報を適正に管理し保護する。

2 センターは，ストレージサービスの利用に際して知り得た利用者の個人情報又は研究上，技術上その他の秘密とすべき情報（利用者のデータ等若しくは利用者個人が特定されるシステムログ等）を厳格に取扱い，利用者の承諾を得ない限り，ストレージサービス運用上の目的外には利用しない。

3 センターは、利用者個人若しくは保存データが特定されないよう加工した利用統計情報、利用者サポート情報又は運用データ（ストレージサービスを運用したことによって機械的に生成されるデータ）を公開することができる。
（利用課金）

第14条 利用者のうち、ストレージサービスの有料サービスの利用を希望する者は、ストレージが付随するシステムが別に定める利用課金を支払うものとする。ただし、第4条第3号及び第4号に規定する者が利用する場合並びにセンター長が特に認めた場合は、利用課金を減額又は免除することができる。

2 一度納付した利用課金は、返還しない。ただし、本学の責により利用を中止し、又は停止したときは、この限りでない。
（損害賠償）

第15条 利用者は、センター並びにストレージサービスの施設及び備品等を汚損、損傷若しくは滅失し、又はこの規約及び許可条件に違反したことにより本学に損害を与えたときは、これを賠償しなければならない。
（免責）

第16条 センターは、ストレージサービスの提供にあたり、利用者に対し以下の事項を保証しない。

- 一 通信回線等のネットワーク機器、計算機、記憶装置等の障害によるストレージサービスの中断・遅延・中止・停止又はデータ等の滅失若しくは毀損が生じないこと。
- 二 ストレージサービスのエラー又は不具合等が将来改善されること。
- 三 ストレージサービスの利用により、利用者がコンピュータウイルスに感染しないこと。
- 四 ストレージサービスが利用者の利用環境で正常に動作すること。

2 センターは、ストレージサービスの利用により利用者が被った以下の損害について、責任及び負担を負わないものとする。

- 一 前項の各号の事項を保証しないことにより利用者が被る損害。
 - 二 ストレージサービスのシステム故障若しくは利用者自身の操作ミス等の過失等によるデータ等の滅失又は毀損。
 - 三 第三者による不正アクセス若しくはクラッキング行為等によるデータ等の滅失・毀損・漏洩又は改ざん等。
 - 四 他の利用者によるデータ等の保存によりファイルシステム全体の空き容量が不足し、利用者のデータ等を保存するための容量が、有料サービス等で担保されるべき容量を下回って追加保存ができないこと。
 - 五 ストレージへのデータの転送性能又は保存性能が十分でないこと。
 - 六 他の利用者が第9条に規定する禁止事項を行ったことにより被った損害。
- （通知）

第17条 センターから利用者に対して行う通知については、別途設置するWeb ページに掲示又はメールによる通知を行うことにより完了したものとする。

(窓口)

第18条 利用者からセンターへの問い合わせ又は通知は、別途設置する利用相談窓口にて受け付けるものとする。

(雑則)

第19条 本規約に定めるものの他、ストレージサービスの利用に関し必要な事項は、センター長が都度裁定する。

附 則

本規約は、平成30年4月1日から施行する。